原資産の区分	VU の 算 出 方 法
債券等	原資産の時価額×第二百六十三条第二号イの表に定めるリスク・ウェイト
金利	第二百六十三条第二号イの表の想定金利変動幅に相当する金利変動による原資産の時価額の変化額
株式等	原資産の時価額×八パーセント
外国為替及び金	原資産の時価額×八パーセント
コモディティ等	原資産の時価額×十五パーセント

ロ　イの算式により算出したガンマ・インパクトを原資産が同一であるオプション取引等ごとに合計したもののうち負であるものの絶対値の合計額を、ガンマ・リスクに係るマーケット・リスク相当額とする。

ハ　ガンマ・リスク及び次号のベガ・リスクを算出する場合並びに第二百八十条のシナリオ法を用いる場合においては、次の(1)から(3)までに掲げるオプション取引等に係るポジションのうち、それぞれ当該(1)から(3)までに定める条件を満たすものは、原資産が同一であるとみなすことができる。

(1)　債券等及び金利　残存期間等に対応する第二百六十三条第二号イの表（デュレーション法を用いる場合は、第二百六十三条第二号ロの表）の期間帯が同一であり、かつ、通貨が同一であること。

(2)　株式等　国が同一であること。

(3)　外国為替　通貨の組合せが同一であること。

ニ　ベガ・リスクについては、各オプション取引等についてベガを算出し、原資産が同一であるオプション取引等ごとに合計し、当該ベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額は、原資産価格のボラティリティが算出基準日の水準に対し上下に二十五パーセント変動した場合における想定変動額を原資産が同一であるオプション取引等ごとに合算したもののうち、負であるものの絶対値を合計して得た額とする。

（シナリオ法の承認）

第二百七十五条　最終指定親会社は、シナリオ法を用いようとするときは、金融庁長官の承認を受けなければならない。

2　前項の承認を受けた最終指定親会社は、第二百七十九条の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、シナリオ法を継続して用いなければならない。

（承認申請書の提出）

第二百七十六条　シナリオ法の使用について前条の承認を受けようとする最終指定親会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　連結自己資本規制比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　シナリオ法の運用が、承認の基準に適合していることを示す書類

四　その他参考となるべき事項を記載した書類

（シナリオ法の承認の基準）

第二百七十七条　金融庁長官は、シナリオ法の使用に関する承認をしようとするときは、最終指定親会社等の業務内容に照らし必要な範囲で次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一　マーケット・リスク管理部署が、マーケット・リスク相当額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二　マーケット・リスク管理部署は、シナリオ法の運用の適切性に関する検証を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三　最終指定親会社の役員等がマーケット・リスクの管理手続に積極的に関与していること。

四　シナリオ法が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

五　シナリオ法の運用に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類を作成し、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

六　シナリオ法の運用について、原則として一年に一回以上の頻度で内部監査を行うこと。

（変更に係る届出）

第二百七十八条　シナリオ法の使用について第二百七十五条第一項の承認を受けた最終指定親会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　前条の承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2　最終指定親会社は、前項第三号の規定に基づく届出を行う場合には、当該最終指定親会社が前条の承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第二百七十九条　金融庁長官は、最終指定親会社が前条第一項第二号の規定に基づく届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、当該最終指定親会社がシナリオ法を継続して使用することが不適当と判断したときは、当該最終指定親会社について第二百七十五条第一項の承認を取り消すことができる。

（シナリオ法の算出要領）

第二百八十条　シナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額は、第一号から第四号までに定めるところにより算出された額とする。

一　原資産が同一であるオプション取引等ごとに、想定上の原資産価格及びその想定上のボラティリティを次のイ及びロに定めるところにより設定する。

イ　想定上の原資産価格は、算出基準日の水準から、次の(1)から(4)までに掲げる原資産の区分に応じそれぞれに定める範囲内で、七以上の数値を等間隔に設定する。この場合において、設定する数値は範囲の両端及び算出基準日の水準を含むものとする。

(1)　債券等及び金利　第二百六十三条第二号イの表に掲げる期間帯に応じた想定金利変動幅（金利の期間帯については、六以上の期間帯群（期間帯をまとめたものをいう。以下同じ。）にまとめることができる（四以上の期間帯を一の期間帯群にまとめてはならない。）。この場合において、想定金利変動幅については、各期間帯群にまとめられた期間帯に応じ同表に定める想定金利変動幅のうち、最大のものを用いるものとする。）

(2)　株式等　算出基準日の水準から上下に八パーセント

(3)　外国為替及び金　算出基準日の水準から上下に八パーセント

(4)　コモディティ等　算出基準日の水準から上下に十五パーセント

ロ　想定上のボラティリティは、算出基準日の水準から上下に二十五パーセントの範囲内で三以上の数値を設定する。この場合において、設定する数値は、範囲の両端及び算出基準日の水準を含むものとする。